

こども未来戦略「加速化プラン」 （給付拡充とこども・子育て支援金制度）

こども未来戦略とは？



- 総額3.6兆円規模のこども・子育て支援の拡充です。
- 令和6年度から3年間で集中的に取り組む加速化プランに基づき、以下のような給付の拡充等を行うこととしています。

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

960万円未満	支援対象	児童手当(月額)	第3子以降
	0歳～3歳未満	1.5万円	
所得制限なし	3歳～小学生	1万円	1.5万円
	中学生	1万円	
	高校生	1万円	3万円

※令和6年10月分から拡充

妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」の面談と合わせて、

- 妊娠届出時に5万円
- 妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円を支給します。



※令和7年度から制度化

出生後休業支援給付

「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



※令和7年度から実施

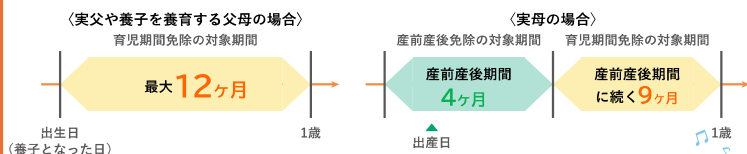
育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。（こども1人当たり10時間／月）

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

上記の給付の拡充には、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金が充てられます。子ども・子育て支援金制度は、全世代・全経済主体がこどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

※詳細は裏面をご確認ください。

「子ども・子育て支援金」って何？

- ・「子ども・子育て支援金」は、少子化・人口減少が危機的な状況にある中で策定された「加速化プラン」の財源の一部であり、**子育て世帯に対する大きな給付の拡充**を通じて、**こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。
- ・少子化の傾向を改善することは、我が国の経済・社会システムの維持や労働力確保、国民皆保険の維持にもつながるため、**高齢者や企業の皆様を含む全世代・全経済主体から医療保険料とあわせて支援金を拠出いただくこと**としております。

いつから始まるの？

令和8年4月分保険料（5月末 納付分）より、医療保険の保険料とあわせて拠出いただきます。

※児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付などの給付拡充施策は、支援金の開始を待たずに先行して実施しています（そのための財源は、子ども・子育て支援特例公債の発行により確保）

保険料はどのくらいになるの？

- ・被用者保険の支援金額（月額）は、**標準報酬月額 × 支援金率**となるため、被保険者の所得（標準報酬月額）によります。
詳しくは、こども家庭庁HP「子ども・子育て支援金制度の概要について」でお示ししている「**子ども・子育て支援金に関する試算**」もご参照ください。

※支援金は令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入することとしており、令和10年度の支援金率は0.4%程度と見込んでいます。

※支援金は医療保険とは区分された仕組みであり、支援金が充てられる給付も法定されています（表面参照）。

※また、法律において、歳出改革等により実質的な社会保険料負担を軽減させることで、支援金を拠出いただくことによる社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにすることとされています。

$$\left[\text{社会保障負担率} = \frac{\text{社会保険料負担}}{\text{国民所得}} \right]$$

こども家庭庁HP



事業主に求められることは？

- ・**医療保険の保険料とあわせて**事業主の皆様からも支援金を拠出いただきます。
- ・被用者保険の料率（支援金率）については、**国が一律の率**を示す予定です。
- ・給与明細書において医療保険料等と区別して支援金額が表示される取組について、ご理解・ご協力をお願いします。